

指定管理施設・出資法人調査特別委員会会議録

日 時 平成30年9月6日(木) 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後3時02分

場 所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 山田 一功
副委員長 上田 仁
委員 渡辺 英機 浅川 力三 望月 勝 遠藤 浩
官本 秀憲 乙黒 泰樹 水岸 富美男 古屋 雅夫
小越 智子

委員欠席者 な し

説明のため出席した者

県民生活部長 立川 弘行 県民生活部次長 三井 薫
県民生活・男女参画課長 小田切 春美 生涯学習文化課長 井上 泰子

福祉保健部長 小島 徹 福祉保健部次長 依田 誠二
福祉保健総務課長 小野 眞奈美 子育て支援課長 下條 勝
障害福祉課長 小澤 清孝 医務課長 井上 弘之 衛生薬務課長 大澤 浩

観光部長 弦間 正仁 観光部次長 奥秋 浩幸
観光企画課長 古谷 健一郎 国際観光交流課長 守屋 克己

農政部長 三井 孝夫 農政部理事 土屋 重文
農政部次長 坂内 啓二 農政部技監 清水 一也
農政総務課長 上野 睦 果樹・6次産業振興課長 中込 正人
畜産課長 菊島 一人

教育長 市川 満 教育委員会事務局次長(総務課長事務取扱) 塩野 開
社会教育課長 保坂 哲也 スポーツ健康課長 前島 斉

県土整備部長 垣下 禎裕 県土整備部次長 小澤 浩
県土整備部技監 望月 一良 県土整備総務課長 成島 春仁
都市計画課長 樋口 有恒

防災局長 若林 一紀
防災局次長(総務部次長兼職) 神宮司 易
防災局次長(防災危機管理課長事務取扱) 小澤 祐樹

行政経営管理課長 石原 洋人

議 題 指定管理施設の管理の業務又は経理の状況及び県が出資している法人の経営状況の調査の件

審査の結果 出資法人については、いずれの法人もおおむね設立の趣旨に沿って一定の経営努力のもとに運営されていた。また、指定管理施設については、いずれの施設も管理の業務及び経理の状況について、おおむね効果的、効率的な運営がなされており、利用者の満足度が高い施設も多かったが、一部、誘客に向けた取り組みに改善を要するものがあった。

委員からは、指定管理施設の人員配置及び人件費については、職員の職務・職責や施設の状況等を踏まえ確認し、翌年度以降の適切な運営につなげるべきである、また、施設については、今後、老朽化に伴い、施設の修繕費がふえていくと予想されるので、計画的に修繕を行っていく必要がある、などの意見が出された。

平成26年度から当特別委員会を毎年度設置し、今年度までに対象となる指定管理施設・出資法人を全て審査したところであり、これまでの委員会の審査結果を踏まえ、県は、引き続き、指定管理施設及び出資法人がその目的に沿った運営が行われるよう、業務内容や経営状況等を的確に把握し、適切な指導監督に努め、より効果的かつ効率的な運営を図っていくことを求めるものとする。

審査の概要 まず、本日の審査順序について、県出資法人関係（県民生活部、福祉保健部、観光部、農政部、教育委員会）、指定管理施設関係（県民生活部、県土整備部、教育委員会、防災局、福祉保健部）の順で行うこととした。

次に、午前10時から11時07分まで県出資法人関係（途中、午前10時23分から10時30分まで休憩をはさんだ）、午後0時58分から3時02分まで指定管理施設関係（途中、午後2時05分から2時15分まで休憩をはさんだ）の審査を行った。

※ 出資法人（公財）やまなみ文化基金、（公財）やまなし文化学習協会【県民生活部】、（公財）山梨県臓器移植推進財団、（公財）山梨県生活衛生営業指導センター【福祉保健部】、（公財）小佐野記念財団【観光部】、（公社）山梨県農業用廃プラスチック処理センター、（株）山梨食肉流通センター【農政部】、（公財）山梨県体育協会【教育委員会】 関係

質疑

（（公財）やまなし文化学習協会について）

宮本委員 当法人は、男女共同参画社会の実現のための活動拠点となる男女共同参画推進センターやさまざまな文化事業を実施する双葉ふれあい文化館、生涯学習推進センター、近代人物館など、利用者の性質も目的も異なる多種多様にわたる施設、事業を受託しています。それぞれの特性に沿ったサービスを提供していくためには、専門的知識と経験を有する職員の配置が必要であると考えます。そこで、職員の資質向上に向けてどのように取り組んでいるのかお伺いします。

井上生涯学習文化課長 公益財団法人やまなし文化学習協会では、職員の研修計画を策定いたしまして、異なる業務にも対応できるスキルを持った人材育成を図るとともに、全ての職員が意欲を持って業務に当たることができるよう、業務遂行に必要な職員を適正に配置しているところでございます。

また、法人が策定いたします人材育成計画に基づきまして、さまざまな業務や課題に対応できるよう、専門性の高い実務研修や技能研修など、積極的に参加するとともに、日常的に施設長やセンター長等を通じまして職員に対する指導、支援等を継続して行って、積極的に資質向上に努めているところでございます。

引き続き専門的知識と経験を有する職員の配置及び確保に努めてまいりたいと考えております。

宮本委員 複雑かつ多様化する県民ニーズに的確に対応していくためには、人材育成に加えて利用者ニーズを随時把握していく必要があると考えますが、どのように把握しているのかお伺いします。

井上生涯学習文化課長 利用者のニーズにつきましては、各施設等で開催しております講座やイベントなどの参加者あるいは施設利用者へのアンケート等を通じまして、利用者等の満足度をはじめ、よかった点、改善すべき点などの御意見をいただいているところでございます。

さらに、第三者機関といたしまして御意見をいただくように男女共同参画推進センターでは独自に施設の利用者団体の代表や学識経験者等で構成されております運営協議会を設置いたしまして、いただいた御意見を講座の開催や施設の運営等に生かしているところでございます。

また、生涯学習推進センターでは、県が設置する運営協議会にセンターの所長が参画いたしまして、運営に関する意見を直接委員からいただくなど、さまざまな角度から意見を聞く機会を設けさせていただいております。今後ともいただいた御意見をサービスの向上につなげるとともに、利用者のニーズをしっかりと把握いたしまして、質の高いサービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

宮本委員 県民ニーズというのは多様化してきているとあるのですが、かつてと比べてどのように変化して、多様化してきているのかお伺いします。

井上生涯学習文化課長 利用者のニーズということなのですが、まず生涯学習推進センター等でございますと、これまでは座学、座って聞く講座等が多かったように見受けられますが、現在ですと御自身で実際に参加して活動して、また、講座等が終わった後も日常生活あるいは社会、地元、そういった地域で活用できるような講座を要望されている方、またはそれぞれ今現在、社会的な課題や事象、そういったような課題になっている、あるいは社会をにぎわしているような内容の講座等を御希望される方がふえているところであります。

宮本委員 当法人が取り組む県民の生涯学習の推進や文化芸術活動への支援、男女共同参画社会づくりの推進など、地域文化の振興と地域社会の活性化を担う人材育成は、高齢化社会において大変意義のある事業であると考えますが、さらなる利用促進及びサービスの向上に向けた取り組みについて、今おっしゃった、今の新しいニーズというものを把握したことも踏まえてお伺いいたします。

井上生涯学習文化課長 利用の促進に向けましては、県や市町村など、各自治体や関係団体と共催した事業の実施や、企業等に講師とともに出向きまして講座を開催するなどのアウトリーチに積極的に取り組んでいきまして、効果的な事業の充実や拡大を検討してまいりたいと考えております。

また、利用者サービスの向上に向けましては、ホームページの充実、また、SNS、情報紙などによります情報提供のより一層の充実を図るとともに、先ほど申し上げました異常気象や、また金融、ボランティア活動など、タイムリーな内容を題材にいたしました講座を開設するなど、施設や事業の魅力の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、限られた人員や財源の中で効率的な運営を図り、経費の削減や収入の増加に努めてまいりたいと考えております。

((公財) 山梨県臓器移植推進財団について)

乙黒委員 部局審査の際に、県と財団、そして医療機関の三者がしっかりと連携をして、臓器提供の増加に努めているということはお伺いいたしました。その際の普及啓発活動について、その実施により、意思表示カードを所持する県民がどの程度増加しているのかをお聞きしたいと思います。

井上医務課長 臓器提供の意思表示につきましては、いろいろな方法が実はございまして、意思表示カードを所持するほかにも、例えば、健康保険証ですとか運転免許証ですとかマイナンバーカードの裏面に記入するという方法も現在ではございます。また、日本臓器移植ネットワークのホームページにアクセスして、そこから登録するという方法もあります。こうした多様な方法があるものですから、県内における意思表示カード等の所持状況のデータを現在持ち合わせておりません。

一方で、これは全国ベースの話にはなるのですが、内閣府による世論調査によりますと、臓器提供に関して、意思表示の方法を知らないと回答した方は、平成29年度は17.7%で、4年前の平成25年度の調査のときは20.1%でございましたので、若干減少しており、臓器移植への認識自体は深まっているところでございます。

乙黒委員 やはり多くの方に意思表示の部分、カードだけではなく、運転免許証等も含めた、そのやり方を周知していくことが大事なのかなと思います。その中で、臓器移植への理解を深め、提供数をふやしていくには、引き続き普及啓発活動が必要ではあります。一方でこの行っている普及啓発活動への評価というのにも必要になってくるのかなと思います。そこで、この臓器移植推進財団の活動成果をこれからどのように評価していくのかお伺いしたいと思います。

井上医務課長 先ほど申し上げましたように、意思表示カード等を所持している方の数のデータを持ち合わせておりませんので、今現在では、その状況を成果指標として捉えることができない状況でございます。ただ、一方で、臓器提供への個人の意思が生かされるためには、家族の承諾が必要になってまいりますので、日ごろから臓器提供の意思を家族に伝えておくということが非常に重要になります。このため、県では、昨年9月に実施しました山梨県県民保健医療意識調査におきまして、臓器提供への関心と家族との話し合いの状況についてアンケートをいたしました。その結果、58.5%の方が臓器提供には関心があると回答したのですが、一方で家族と話をしたことがあるかないかというのでは、ないという方が38.9%、関心はあるのだけれども家族とは話していないという方が4割ぐらい、つまり、このようなギャップを埋めていくことが重要であると考えておりますので、こういった割合の変化によりまして財団が実施する普及活動の成果を評価したいと考えてございます。

また、先ほど、委員からの御指摘がございました意思表示カードの所有割合につきましても、次回の県民保健医療意識調査で調査できるように検討してまいりたいと考えております。

乙黒委員 今お答えいただいた調査という部分は、どのぐらいの割合でこれからやられていくのかお伺いいたします。

井上医務課長 この県民保健医療意識調査は、県の保健医療計画の策定をするためのバックデータとしているものでございまして、6年に一度の割合でございまして。

乙黒委員 6年に一度だと、なかなかその成果というのがはかりづらいのかなと感じますので、やはりどれだけの方の意識が高まっていくかという部分を随時調査して追いかけて、評価していく形というのをも今後検討していただければと思います。

((公財) 山梨県生活衛生営業指導センターについて)

水岸委員 指導センターを運営していくための収益のほとんどは、県からの補助金であると思いますが、自主財源を確保する方法はあるのか、まず伺います。

大澤衛生薬務課長 指導センターの県の補助金以外の財源につきましては、いわゆる各生活衛生同業組合からの受け取り会費でありますとか、全国生活衛生指導センターからの受託事業費、そして標準営業約款の登録手数料などがございます。このうち受け取り会費につきましては理容、美容、クリーニング、旅館、すし、食肉販売、浴場、興行場の8つの組合からの会費ということで、均等割りと組合員割りを合わせた会費を、平成29年ですと27万円ほどを収入しているという形です。組合員の高齢化でありますとか、新規開業者の組合の未加入というようなことなどもありまして、この組合員の収入としては非常に厳しい状況となっております。

それから、全国指導センターから受けている受託事業費につきましては、生活衛生営業の景気動向調査を行うもので、県内の70施設に対しまして年間4回の調査を実施しておりまして、景気動向や設備投資の動向、あるいは経営状況等を定期的に把握をしているというものです。この結果は日本政策金融公庫のホームページで公表されまして、国民生活の指標とされているというものでございます。

それから、標準営業約款の登録手数料につきましては、これは組合に加入することで任意に登録ができるというもので、法律で定められた消費者の利益を守るための制度ということになっております。これは約款に従って営業する登録店は、安全、清潔、確かな技術、Safety、Sanitation、StandardということでSマークというものを掲げて営業する、これがある店は県民にとってはより安心な店であるという表示をするということでございます。

平成29年度は例年に比べて、これは新規と更新というのがありまして、更新が少ない年ということですが、指導センターとしましては、経営基盤の強化について全国指導センターの受託事業の拡充でありますとか、それから、営業標準約款の登録事業の促進を進めまして、自主財源の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

水岸委員 生活衛生営業者は零細な個人営業者が多く、美容業を除き減少傾向にあると思いますが、その原因をどのように分析しているのか2点目に伺います。

大澤衛生薬務課長 先ほども申しました生活衛生営業とは、いわゆる理容、美容、飲食店の営業などということで、県民の日常生活に非常に密接な関係をしている営業になります。一般的にはこれらの営業者というのは経営規模が零細というようなこと、あるいは営業者の高齢化が進んでいるというようなことで、そういう経営環境にあります。経営規模が小さいということで、比較的少ない資本で参入できるということもありまして、需要が伸びている分野、例えば飲食店であるとか美容業、こういったものには新規参入は多く入ってくるということで、逆に過当競争というようなことになりやすくて、大型店が出た場合などには非常に厳しい経営環境になっていくというようなことがあると考えております。

このため指導センターでは、県民の皆様身近な業種であることを知っていた

だくためのPRでありますとか、営業者が地域の健康と福祉の増進に貢献ができますよう、経営の健全化や振興等に取り組んでいくこととしているところでございます。

水岸委員 生活衛生営業を取り巻く環境は非常に厳しいものがあると思いますけれども、指導センターとして、生活衛生営業の経営の健全化や振興等に今後どのように取り組んでいくのか最後に伺います。

大澤衛生業務課長 指導センターでは、生活衛生営業でありますとか8つの組合などに係る課題に的確に対応していこうということで、平成27年3月に山梨県生活衛生指導センター第2次経営基本計画というものを策定しました。計画期間は27年から31年の5カ年としているところですが、その中で生活衛生営業が元気になると地域も豊かになる、そういうスローガンを掲げまして、目指すべき目標を5つ設定しております。

その5つは、きめ細かな相談指導の充実、生活衛生営業に係る情報提供の推進、地域での健康福祉の増進、生活衛生営業の振興及び組合の活性化、それから最後は自主財源の確保ということで、5つの目標を掲げております。

さらに、この目標の実現に向けた取り組みを確実なものとしようということで、年度ごとの計画、いわゆるアクションプランをつくりまして、実施をしております。引き続きこれらに基づいた事業を確実に、着実に実施をするということで取り組んでまいりたいということでございます。

（(公社)山梨県農業用廃プラスチック処理センターについて）

遠藤委員 私も、このプラスチックセンターを利用させてもらっていることもありまして、また、地元に近いということもあって、御質問させていただきたいと思っております。

まず最初に、業務体系と申しますか、現地調査をさせていただいてわかったことでありますけれども、4人の方が仕事をしていらっしゃるということでもあります。1年365日必要ということではなくて、作付が変わるときに不要になったものを農家側が持っていくということでもありますので、そういう中での業務体系というのは非常に変動があると感じておりましたし、また、いろいろな分類などもあって、それぞれ農家側が分けて持って、搬入してきているとは思いますが、そういう中で4人が従事していらっしゃるということでもあります。どういったことをしているのかお伺いいたします。

中込果樹・6次産業振興課長 廃プラスチック処理センターでは、加工業務を中止して以降、より効率的な運営を目指して、経費節減や業務の効率化に努力をしまして、職員体制も見直しを行ってまいりました。加工業務中止後の平成21年に6名であった職員は現在4名ということで業務を行っておるところでございます。個人の業務、これは増加をしているという状況でございますけれども、業務部門、管理部門、それぞれに業務の繁忙状況、忙しいときには互いに補いながら適切に業務を現在行っている状況でございます。

遠藤委員 今、忙しいときにはお互いに補いながらということでもございました。また、今までの質疑の中で農業の規模もだんだん小さくなってきているので、こういうプラスチックの搬入量も将来的には少なくなっていくのではないかという話もさせていただいておりましたけれども、今後の搬入量の推移、見込み、それから、こういったことにどのように対応していくのか、その点についての考えを教えてください。

ださい。

中込果樹・6次産業振興課長 農業用廃プラスチックの搬入量につきましては、年による変動はありますけれども、減少傾向でございます。しかしながら、平成26年の雪害からの復旧による、建てかえられたビニールハウスや雨よけハウス、これらの張りかえ時期が順次参っているということと、シャインマスカットの早期出荷や高品質化を目指すためのビニールハウス、あるいは雨よけハウスの設置がふえているということから、現状と同レベルの搬入量があるものと考えてございます。それに対しましても、現在の4名の体制で互いに業務を補いながら適切に処理を行っていきたいと考えてございます。

遠藤委員 最後に経営面といいますか、運営面についての質問をさせていただきたいのですが、市町村の負担が非常に多いということもあって、市町村側からすれば、農家のほうにもっと負担していただきたいという意向もあるかと思えます。そういう中で農家としても厳しい経営状況もあると思えますけれども、歳出の部分で経営を効率化していくということも重要かと思えます。経営効率に向けての考え方がありましたらお聞かせいただきたいと思えます。

中込果樹・6次産業振興課長 現在、廃プラセンターは4名で行っておりますけれども、農家や廃プラの収支を担っていただいているJAで有価販売できるものと、有料で処理をしていくというものを現在、分別収集をしていただいております。経費の節減や、現在、センターにおいても分別、再分別を行って、有価でできるものをできるだけふやすような形で経費の削減を図っている部分もございますので、これがより徹底できるように、センターや市町村のホームページや広報紙などで周知を図っていきまして、農家やJA担当者など、適正分別、それと搬入に対する理解と協力をいただきながら、より経費も効率的に使えるように運営に努めてまいりたいと考えてございます。

(株)山梨食肉流通センターについて)

望月委員 過日、県内調査の中で、このセンターの施設が非常に老朽化して見えました。そこで私は、やはり衛生的な面、特に生食を使っているものですから、そうした衛生的な面について伺います。そしてまた、これからの運営健全経営の中で、何か設備的な問題もあったということで、今それはかなり国へ返したり、また、県でも対応してやってきて、健全経営をしているということでございますが、まず衛生的な面について、どのような対応をとっているのか伺います。

菊島畜産課長 山梨食肉流通センターにおきましては、まず、食肉の関連法令であります屠畜場法ですとか、あるいは食品衛生法など、これにつきましては当然遵守をしているところでございますが、現在、ISO22000と申します国際基準の認証制度を取得しているところでございますので、いわゆるHACCP手法に基づくマネジメントシステムを運用しているところでございます。

具体的に申し上げますと、例えば職員の健康管理ですとか施設の衛生管理、また、機械器具の適正使用などにつきましては毎日チェックリストで点検しておりますし、そのほか冷蔵庫の温度管理ですとか、あるいは金属探知機の使用といったものに関しましてはそれぞれ手順書を定めまして、衛生管理に手落ちのないよう実施をしているところでございます。

望月委員 老朽化しているということで、この施設の改修に対する資金的な面、非常に今、厳しい中でやっていると思うのですが、この基金等の日ごろからの積立などの現状をお聞きしたいのですが。

菊島畜産課長 現在のところ、施設の補修ですとか、それに関する積立は行ってはおりませんが、これまでの長期借入金につきましては昨年度末をもちまして全て返済をしたところでございます。今後、経営の安定化に努めながら、そういった施設面の整備も基本的には国等の補助金などを使いながら取り組んでいきたいと考えております。

望月委員 あの場合でも屠畜ですか、そうした状況等もいろいろ伺ったわけですが、そうした中で非常にあの状況、現場を見まして、水も当然使うし、また、冷凍したときの施設内が不衛生にならないかという部分もあるのですが、これから施設が今の状況で使っていくのか、これから先、何年後にはこういうものを改修していきたいとか、先ほど基金はないということでございますが、そうしたものに對する対応をお聞きします。

菊島畜産課長 委員のおっしゃるとおり、なかなか屠畜場等におきましてはかなり水を使うということで、金属部品の老朽化も進んでいるところでございますが、今年度につきましては枝肉をつるしますルールなどの入れかえ等の更新を行うところでございまして、今後につきましても順次整備をしていきたいと考えております。

望月委員 特に甲州牛、それから甲州富士桜ポーク等、山梨県も台湾などに輸出がございまして、そうした中で牛肉の、特に今、人気のある甲州牛等のトレーサビリティについて、山梨食肉流通センターではどのような対応を今とっているのか、どのようにそれを進めていくのかお伺いします。

菊島畜産課長 まず、牛肉のトレーサビリティシステムでございますけれども、これは過去に発生いたしましたBSEという病気を契機に法律で定められたところでございます。仕組みを申しますと、生まれた子牛の耳に10桁の個体識別番号が印字されましたタグというものを装着いたしまして、これを消費者の方が検索すると、農家の生産履歴ですとか、あるいは屠畜情報などを入手することができるシステムでございます。

また、食肉流通センターにおきましては、これに加えて、独自のシステムに現在取り組んでいるところがございます。さらに生産者の氏名ですとか、あるいは写真、それから給与をしていた飼料の内容ですとか、より多くの情報を提供するシステムを構築しているところがございますので、これらも今後とも安定的に運用していきたいと考えております。

望月委員 今回の答弁で、こうした食肉の安全の担保、そうしたものの確保ができるのではないかなというお話で、私たちもそれを信頼しているわけですが、これがひとつ病気が出ますと、非常に市場等にも大きな影響が出ますし、また、畜産農家にも大きな影響が出てきますので、これはよく注意していただきたいと思っております。

そして、今、食肉センターで扱っております牛、豚の食肉の関係ですけど、甲州牛は、割合としてはどのぐらい扱っているのかお伺いします。

菊島畜産課長 甲州牛をはじめとします銘柄食肉につきましては、生産者等で構成をしております。

ます出荷組合などでブランド基準などをそれぞれ定めているところがございます。また、食肉流通センターにおけます枝肉審査により品質基準も定められているところがございます。甲州牛につきましては、平成29年度のデータになりますけれども、約81%の認定率ということになっておりまして、年間380頭ほど出荷したところがございます。

望月委員 平成29年度には81%のそうした基準をクリアしたものを扱っているということでございますが、この銘柄食肉のブランドの価値を山梨県として、この食肉センターとして、牛、豚、この銘柄の維持管理、それから担保、そうしたものをどのような形で築いていくのか。また、新しいそうした銘柄が出てくるのかどうか、その辺を伺って終わります。

菊島畜産課長 山梨食肉流通センターにおきましては、もちろん枝肉の厳正な審査を行いまして、基準をクリアしたものだけにつきましてブランド食肉としているところがございますけれども、定期的に肉質の情報などは生産者にフィードバックをいたしております。さらなる認定率の向上に取り組んでいるところがございます。

また、屠畜解体技術の向上のための社内研修や、生産者団体ですとか食肉関係者が一堂に会します勉強会、あるいは品評会なども定期的を開催をしておりますので、これをもってブランド食肉の安定的な流通に取り組むよう指導していきたいと考えております。

((公財) 山梨県体育協会について)

小越委員 いただきました出資法人の資料によりますと、組織図が書かれております。参考資料418ページを見ますと、評議員会は左側にありまして、別途の評議員会になっております。理事会が真ん中にあり、理事会と監事がつながっております。評議員会が公益財団法人の中では最高の議決機関である。評議員会が理事を選任したり解任することもできる。評議員会が最高の議決機関である以上、この組織図は評議員会が上にあり、その下に理事会があるというふうに組織図を見直すというか、書き直すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

前島スポーツ健康課長 体育協会につきましては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び定款におきまして、理事会は法人の業務を執行する役割を担っております。評議員会は、評議員の選任、理事及び監事の選任・解任、事業計画や決算の承認などを行う役割を担っております。このため、評議員会は、団体における牽制・監督機関としての位置づけであるため、評議員会のもとに理事会がある図式にはなっておりません。

小越委員 待ってください。では、評議員会は、最高の議決機関ではないという、そういう認識なんですか。最高の議決機関は理事会なんですか。

前島スポーツ健康課長 それぞれ役割がございまして、理事会は法人の業務を執行するというところがございます。評議員会は、その理事会の理事、監事を選任することとございますので、そこは上下ということではなく、あくまで団体における牽制・監督機関ということとございます。

小越委員 それは違うと思います。公益財団法人の最高の議決機関は評議員会です。評議員会が理事を選任し、解任し、理事会に説明を求める。理事会も評議員会に対し

て業務の内容を報告しなければならないとなっていますよね。評議員会が理事を選任したり解任したりする権利があるわけですよ。理事の中で理事会の理事長なり理事会の役員を選ぶことはできますけど、これ、違うと思うんです。

そもそも山梨県体育協会のホームページはこれとまた違う図が載っているわけですよ。競技団体、市町村体育協会、学校関係団体、加盟団体のその横に評議員会、理事会、監事と書かれております。体育協会のホームページには、この418ページとは違う図が書かれているわけですよ。この評議員会を差しおいて理事会はいろいろなことはできないはずですよ。業務を執行することはありますが、評議員会のもとにそれが執行されていかなかったら、公益財団法人としての役割を果たさないと私は思います。私、これ、そもそも違うと思うんですけど、評議員会は何の力もないんですか。評議員会はどんなことができるんですか。

前島スポーツ健康課長 評議員会につきましては、今、委員がおっしゃられたとおり、理事及び監事の解任または選任という権限がございます。そうした場合、執行する側の理事会の執行が仮に問題があった場合は、理事を解任できるということでございますので、繰り返しで申しわけございませんけれども、団体における監督という立場の位置づけと考えております。

小越委員 その評議員会が監督する立場というところですけども、参考資料416ページを見ますと、評議員の方の役職が出ております。ざっと見たところですけども、例えば、学識経験者の方は2人しかおりません。加盟団体の方々から1名ないし、その関係団体の方々から評議員会が選出されてくるとなっていると思うんです。そうしますと、例えば、女性の方、この評議員会の中に何人いらっしゃるんですか。

前島スポーツ健康課長 評議員会につきましては、女性は2名でございます。

小越委員 女性の立場からもこの人数、33人ですか、そのうち2人というのはあまりに少な過ぎると思います。そして、学識経験者と思われる方がなぜ2人しかいないんですか。

前島スポーツ健康課長 県体育協会につきましては、55の競技団体、そして27市町村の体育協会、2つの学校体育団体、こうした合わせて84団体が加盟している団体でございます。体育協会の目的は、県民の体力の向上を図るため、地域スポーツの振興や競技力の向上、スポーツ大会の開催という役割でございます。そうしたときに評議員会につきましては、加盟団体及び学識経験者から選任していくということでございます。

もう一つ、女性の理事、評議員が2名と少ないという御指摘でございますけれども、それぞれ加盟団体の長に女性が少ないということが原因でございます。

小越委員 その加盟団体から選んでくるという評議員会ではなく、もっと評議員会を、評議員会の監督のもとに理事会があるのであれば、評議員会はさまざまな立場の方、この加盟団体と全く関係がない第三者の方も含めて、ここをしっかりと評議員会をしていかないと監督することができなくなります。加盟団体の思惑のようなことだけしかしていなくなってしまうたら、公益財団法人として失格になってしまうわけですよ。だからこそ評議員会が必要となります。今、いろいろなところでこういう団体のいろいろな不祥事がありますけれども、評議員会の中に学識経験者なり加盟団体と全く関係がない方々を入れるというふうにしていかないと、公

平とか透明性が確保されなくなると見られてしまわれかねないので、私は学識経験者をもっと入れる、第三者の目をたくさん入れたほうがいいと思うんですけど、いかがですか。

前島スポーツ健康課長 繰り返しになって申しわけございませんけれども、体育協会の役割ということを考えますと、加盟団体の方が多く評議員になるということは当然のこととっております。そうした中、学識経験者2名を入れて、外からの目ということも取り入れているということでございます。

小越委員 それですと、やっぱり公益財団法人としての公的な役割がどうなるのか心配なんです。公益財団法人である限り、そのスポーツ関係団体の集まりではないんですよ。

それで、もう一つお伺いしたいのは、給与の問題です。公益財団法人山梨県体育協会役員及び評議員の報酬並びに規定というところに、例えば常勤役員の月額報酬は40万円以内とすると書かれております。この常勤役員は、山梨県の元幹部職員の方が当たっておりますけれども、この幹部職員だった方の専務理事、常勤役員の月額報酬は今、お幾らになっていきますか。

前島スポーツ健康課長 専務理事の報酬額につきましては、個人情報のためお答えできませんが、専務理事の報酬額につきましては、山梨県体育協会の役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規定及び職員給与規定を準用し、会長が決めることになっております。

小越委員 待ってください。個人情報で言えないんですか。天下りというか、県の職員だった方が外部団体へ行くときに、たしか県の規定とお願いの中で、役員であっても月額給与は主任クラス20万円から30万円にしてくださいと県側が求めているわけですよ。この40万円以内としますと、非常に高くなってしまいうんです。20万円から30万円の中におさまっているんですか。それだけでも答えられませんか。

前島スポーツ健康課長 人事課では、給与につきましては30代半ばの県主任クラスの年収が基本となっているということでございます。この範囲には入っております。

小越委員 常勤役員の方々、県の幹部職員だった方が天下って行っているのが定位置になっております。そして、20万円から30万円と、それも結構なお金だと思うんですけども、この公益財団法人のホームページ、出資法人の県のホームページを見ますと、昨年の経営評価の効率性のところで、山梨県に準拠して県人事委員会の勧告による給与・手当の引き上げにより、人件費が増加したため、影響を及ぼしていると。しかし、職員の給与カットを継続して実施するなど、人件費抑制に努めていると。ということは、職員の人件費を抑制して、カットしているんですか。

前島スポーツ健康課長 体育協会につきましては、山梨県の給与条例と給与法を準用しております。その中で体育協会につきましては、平成27年度から3%をカットしております。

小越委員 その3%カットは今も続いているんですか。それとも、もうやめたんですか。

前島スポーツ健康課長 現在も続いております。

小越委員 職員給与をカットして、人件費を削減して、体育協会のサービスがやっていけるのかと思うんです。そのことも含めて、評議員はしっかり思っているのか、理事会はどうしているのか、そこはどのような意見が出されているんですか。

前島スポーツ健康課長 詳細につきましては、ちょっとデータがないためお答えはできませんけれども、これは体育協会の中の理事会と、または執行部の中で3%カットということで決めたことでございます。

小越委員 今までのお話を聞きますと、公益財団法人でありながら、そのスポーツ関係団体の集まりのサークルとは違うんですよ。公益財団法人ですから、収支相償をしなければならぬし、善管注意義務もあります。評議員も、それから理事も責任を負っているわけです。その中で、意見にも書き、部局審査のときにも指摘いたしましたけれども、体育協会は会長が後藤斎、備考で山梨県知事となっております。この規定上は、別に知事が会長になるとは決まっております。この理事会の中で、評議員会が理事を選び、そして理事会の中で会長を後藤斎さんという人、すなわち山梨県知事を選んできたとなりますよね。私は、それは不適切だと思うんです。

後藤知事は、昨年も一昨年も、体育協会の後藤斎さんから山梨県、山梨県議会に要望書が上がってくるわけです。一考する立場ですよ。この体育協会の会長、そして専務理事は代表理事と書かれております。代表理事は、すなわち業務を執行する一番の責任者です。それがこの公益財団法人の規定の中に書かれていますよね。公益財団法人というものは代表理事が責任を負うと。業務の執行をすると。事あったときにはそこが一番責任を負うわけですよ。その方が、指導監督すべき県の一番トップであり、補助金を出す側のトップであり、それを受ける人が同じ人ではありませんか。銀行でいえば、融資してほしいという人と、融資を査定する人が同じ人ですよ。それは不適切ではありませんか。それは公益財団法人としてやってはならないことと思うのですが、いかがですか。

前島スポーツ健康課長 山梨県体育協会につきましては、先ほど答弁させていただきましたが、84の団体の統括機関でございます。これらの団体を取りまとめ、そして地域のスポーツの振興、または競技力の向上を図っていくためには、会長は知事をおいてほかにないという現体育協会の意向を受けたものであります。まずこれが1点でございます。

そうした場合、体育協会の運営に支障がないよう、知事を非常勤、専務理事を常勤として、定款におきまして代表理事を知事と専務理事の2名体制としております。

小越委員 全国の体育協会のところ、ホームページで見ってみました。全国的には知事が会長になっているところも多々あります。しかし、一文そこについてありまして、会長は儀礼的儀式によると。名誉職であると考えるところがたくさんあるわけです。また、会長そのものを知事ではなく、例えばその地域の企業の会長ですとか、学識経験者がなっているところが大半です。知事イコール理事長イコール代表執行役員というところは非常に少なくなっております。

公益財団法人として補助金を出す側と受ける側、指導する側と指導される側が同じ人物がやっているということは非常に不適切です。この規定のところには代表理事と書いてあるんですよ。代表理事を会長並びに専務理事と。だったら会長

を除くのであるのであればともかく、会長と並びに専務理事が代表執行理事ですから、業務の一番の責任者なわけです。そこを指導する側と指導される側が一緒になっているのはおかしいと思います。ほかの県のように、私は代表権を持つ理事長職を別途設けるべきだと思います。誰でもいいんですけど、知事をわざわざ当てなくても、ほかの方々が理事長になってもいいわけですし、公認会計士とか、第三者の方がなってもいいわけですから、わざわざ知事を選んでくるという理事会そのものが私は不適切だと思っています。

公益財団法人として評議員会のあり方も曖昧ですし、そして、理事長が知事である執行側、補助金を出す側と受ける側が同じということは非常に不適切だと思います。この体育協会の運営について私は疑問があります。このままでは不適切だと思っています。

(出資法人 全体共通事項について)

遠藤委員

そもそも疑問は、やまなし産業支援機構については出資法人として経営状況等を審査しているのですが、やまなし観光推進機構については審査していないということでした。要点を申し上げますと、そもそも審査を行っている出資法人は県が25%以上を出資している28法人ということであり、つまり、やまなし観光推進機構はそれ未満だということでもありますけれども、こういう県が出資をしていて25%未満というのはどの程度の法人数があるのか、代表的なものを具体的に示せるのであれば教えていただきたいと思います。

石原行政経営管理課長 県内に拠点のある県出資比率25%未満の出資法人は、現在8団体ございます。具体的に申し上げますと、山梨県更生保護協会、ヴァンフォーレ山梨スポーツクラブ、山梨県信用保証協会、山梨県農業信用基金協会、山梨県青果物経営安定基金協会、山梨県アイバンク、山梨みどり奨学会、山梨県健康管理事業団でございます。

なお、お話のありましたやまなし観光推進機構につきましては、県からの出資がございませんので、今回の調査特別委員会の審査対象には含まれていないところでございます。

遠藤委員

県が出資をするという意味は、行政目的があって運営をしている団体に対して県が出資しているということだと思いますけれども、この25%未満の法人に対しての外部目線といいますか、県がどのように関わっているのかお伺いします。

石原行政経営管理課長 県出資比率25%未満の出資法人につきましても、県が関与する中で法人みずからが策定しました経営計画に基づきまして、効率的な運営を行っていただいております。あわせて、前の年の事業費総額が1,000万円以上の法人につきましては、外部の有識者からなる経営検討委員会等におきまして、毎年、経営評価を行いまして、効果的、効率的な法人経営を推進しているところでございます。また、県の出資法人の経営に関する透明性を確保するという面から、山梨県情報公開条例に情報公開に向けた規定を設けるなど、情報公開も積極的に推進をしているところでございます。

遠藤委員

先ほどのやまなし観光推進機構に関して、県の出資がないということでもありますけれども、この運営、経営自体はどういうふうな資本によって行われているのでしょうか。

石原行政経営管理課長 やまなし観光推進機構につきましては、県からの補助金ですとか、あと、市町村ですとか企業からの会費で運営がなされているものと伺っております。

※ 指定管理施設 山梨県立男女共同参画推進センター【県民生活部】、山梨県富士川クラフトパーク【県土整備部】、山梨県立青少年センター、山梨県立八ヶ岳少年自然の家、山梨県立科学館、山梨県立八代射撃場【教育委員会】、山梨県立防災安全センター【防災局】、山梨県立愛宕山こどもの国、山梨県立愛宕山少年自然の家、山梨県立あゆみの家【福祉保健部】 関係

質疑

(山梨県立男女共同参画推進センターについて)

渡辺委員 思い起こせば、平成11年に、男女共同参画社会基本法が制定されました。当時、非常に女性の皆さん方が喜んでいました。そんな思いがするわけですが、この基本法が制定されるまでは大変長い時間がかかったと思っています。昭和21年に憲法が公布されて、初めて男女平等、基本的人権、こうしたことがうたわれましたけれども、こうしたことが国際社会で認められたのは昭和54年です。国連で女性差別撤廃条約というものが採択され、我が国はこれを批准しました。そうした流れの中で、平成11年に基本法が策定されましたけれども、以来19年が経過し、その間、新しい時代をつくっていかうという思いの中で皆さん方が頑張ってくれていると改めて敬意を表したいと思います。

最近、まだ差別意識が残っているという風潮の中で、パワハラとかセクハラとか、そういうことが出て、大変憂慮しているわけですが、いわゆる男性の女性に対する差別意識、依然として残っているのではないかと。そうしたことをいち早く撤廃して、本当に男女が共同で新しいこの21世紀をつくっていく、こういう思いが参画センターの基本理念かと思いますが、この拠点の中で男女共同参画推進に取り組んでいる状況ですが、そうした問題があれば大変心配なのですが、どんな状況かまず伺いたいと思います。

小田切県民生活・男女参画課長 県では、5年に一度、県民意識実態調査を実施しております。直近では平成27年度の調査になりますが、それによりますと、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という、固定的役割分担意識に関する考え方に対して、その調査では60代以上で、その考え方に賛成だという方が46.4%、約半数いらっしゃいました。ただ、20代、30代につきましては、その考え方に賛成の割合が34.2%と、そこで10ポイント以上下がっておりまして、若い世代の方々にはそういう意識の変化があると考えているところでございます。また、同じ調査で、男女の平等観について聞いた調査がございまして、「家庭、地域、職場、学校、いずれの場面においても男性優遇である」という認識を持つ人の割合が10年前、5年前に比べて減少してきているところでございます。

ただ、そうはいつでもやはり地域や職場では男性優遇と考えている方の割合がまだ半数程度いらっしゃいますので、引き続き男女共同参画社会の推進のためには意識改革や女性の参画拡大などに取り組むことが必要ではないかと考えているところでございます。

渡辺委員 年齢によって大分意識が違くと。最近の若い人はそういう意味では非常に開かれてきているというような思いがして、いい傾向だと思います。

そうした中で、山梨県の発展のためにも男女共同参画社会の一層の向上を図っていかねばならない、そう思いますけれども、そのために意識改革、あるいは普及啓発活動など、さまざまな活動、取り組みがあるわけですね。そうした中でセンターとして、特に山梨県のセンターとして特徴的な、あるいは工夫を凝らしている、そうした事業にはどのようなものがあるのか伺いたいと思います。

小田切県民生活・男女参画課長 センターにおきましては、県で策定しました第4次男女共同参画計画や、昨今の高齢化社会に対応した課題、あるいは利用者ニーズ等を踏まえまして、女性管理職を養成するためのキャリアアップ講座や、男性が積極的に家庭参画するための体験型の啓発事業などを行っているところでございます。

また、市町村や各種団体との連携が重要であることから、例えば市町村の推進委員と担当者がネットワークの実践講座などを開催しまして、地域に根ざした課題などを考える契機としているところでございます。

また、県民の意識啓発につきましては、年6回、情報誌を2,000部発行しております。また、さまざまな機会や媒体を通じた情報提供、あるいは児童生徒を対象とした出前講座などを実施しております。引き続きこうした取り組みによって男女共同参画意識の一層の向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。

渡辺委員 さまざまな取り組みをしている、そういうことはよくわかりました。さらに、広範囲にわたりますので大変だと思いますけれども、取り組みの推進をお願いしたいと思います。そうした中、大事なことは、実際にセンターを利用した皆さん方が男女共同参画意識というんですか、ともに手を携えて新しい時代をつくっていかうよと、こうした気持ちを強くしながら、そこに参加した人を含めて、こうした思いを県内全域に広げていく、これも非常に大事な取り組みだと思いますが、これからどのような取り組みをしていくのか伺いたいと思います。

小田切県民生活・男女参画課長 例えば現在、センターが実施する女性の起業講座などに参加した女性の方々が新しいグループを立ち上げるとか、子育て支援等の講座を受講された母親の皆さんが自主的に勉強会を開催したりと、センターを利用されている方々がその活動を広げていらっしゃる、そういう事例が出ております。センターとしましても、そういう方々に出展の場を提供したり、共催して講座を開催するなど、活動の後押しをしているところでございます。

今後、魅力ある講座やイベントの開催によりまして大勢の県民の皆様にセンターの事業に参加していただけるよう指定管理者と連携しまして男女共同参画社会の実現を目指した取り組みをしていきたいと考えております。

渡辺委員 ぴゅあ富士とか、よく私たちも御案内いただいて行く機会があるんですね。あそこへ行くと、若い人というよりも、かなり年配者の皆さん方が大勢集まってきて、ことぶき勸学院へ行っている人だとか、男女が一緒になって歌を歌ったりとか、いろいろなゲームを楽しんだりとか、そういうこともしているわけで、その取り組みは非常に大事ななと思います。だから、若い人の思っていること、ある程度年代の人たちが思っていること、この差がありますけれども、そうしたことも含めて、幅広く取り組んでいい社会をつくってもらうための努力はしていただきたいと思います。

これは要望ということで、お答えはいいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(山梨県富士川クラフトパークについて)

上田副委員長 たしか昭和のころから建設を始めて、平成に仕上がった都市公園ということで、当時は中部横断自動車道もまだ先の先の話であったし、アクセスする国道52号も未整備という状況だったと思いますが、一方では、峡南地域の都市公園として初めて整備した、地域の核になるようにという思いだったと記憶しているのですけれども、それから30年近くたったということでございます。説明資料の表を見ますと、平成25年に利用者が16万1,000人余、さらに順調に伸びまして29年には21万7,000人強になったということで、県内または県外へのPR等を効果的にしたと書いてあるのですけれども、それからさらにまた、収益も増大しているということもございますけれども、このPRの戦略というのはどのようにしてきたのか。また、PR以外でも地道な取り組みがあったと思うのですけれども、ほかの施設の指定管理者の参考にもなると思うので、そこら辺をどのようにやったのか、まずお伺いしたいと思います。

樋口都市計画課長 まず、PRの方法ですけれども、テレビ、新聞、ラジオをはじめとして、ホームページやSNSなど、多様な媒体を用いて情報を流しているところでございます。例えば、テレビ、ラジオ、新聞などでは山梨だけではなく静岡県などの県民にも向けて発信をしております。また、最近のSNSではインスタグラムなどで発信をするなどしております。

また、PR以外の利用者増の取り組みということでございますけれども、指定管理者が自主事業として取り組んでいる切り絵の森美術館の鑑賞、あるいはレストランでの昼食、こういったものを観光ツアーに組み込むように指定管理者が努力していることと、また、約3,000本のバラ園が無料で楽しめるということが利用者から大変好評を得ておりまして、これが口コミで広がったことによる宣伝効果によって利用者が増加していると考えております。

上田副委員長 さまざまなメディアを使ってPRをしたということと、地元と一緒にいろいろなことをやっているのが人がふえたと思うんですね。たしかクラフトパークの奥のほうに、身延町が桜の公園か何かをやっているんですよね。ですから、そこも含めて、いろいろなもののPRをしていくことが必要かなと思いますけれども、いずれにしてもあと2年ぐらいで中部横断自動車道が開通すると、山梨県の南口という位置づけになるのがクラフトパークですから、利用者の増加や満足度の増加にもさらに努力して、もっと爆発的に満足度も上げてもらったり、大勢の人に来てもらうような努力をしてほしいと思います。

樋口都市計画課長 ただいま委員がおっしゃいましたように、中部横断自動車道の全線開通を控えまして、今後もより一層の努力をして、指定管理者とともに山梨の南の玄関口のメインとなる、核となるような施設に育ててまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

(山梨県立青少年センターについて)

小越委員 部局審査の折、青少年センターの外部委託費1,121万円の内訳ということで資料をいただきました。これを見ますと、一般管理費として645万円、そのほか事業の外部委託費として475万円と説明資料をいただきました。それで、この青少年センターの指定管理をやっております青少年協会の出資法人の経営状況説明書を見ましたところ、この地域活性化事業ゾンビパーク甲府、388万円

の事業によりまして625人、そしてセンター祭りですね、24万9,102円で2,330人の来館者というか参加者があったとっております。青少年センターの中の一番の核となる事業だったわけです。ですけれども、その青少年センターの主軸となる事業そのものを外部委託しているということについてどうお考えなのか、まず見解を伺いたいと思います。

保坂社会教育課長 主催事業の実施に当たりましては、事業の根幹となる企画やテーマなどについては青少年センターの職員が中心となって、その都度、必要な会議を開くなど、企画立案をしております。しかし、より質の高いイベントを実施するには、専門知識と技術を必要とする部分、例えばゾンビパークですと造形物の作成、特殊メイク、センター祭りですとのぼりの作成などを専門業者に委託しております。事業実施に当たっては、事業の根幹部分、これは青少年センター職員が行っており、委託した部分についても業者に任せきりではなく、その都度、必要なアドバイス、打ち合わせ等を綿密に行っているところであります。専門知識と技術を必要とする部分、これを委託することで、より質の高いイベントを実施することが最善であると考えております。

小越委員 そのように、主軸事業の専門知識を必要とするものを委託していたのはずっと前からなんですか。

保坂社会教育課長 ゾンビパーク、これは平成29年、28年の2年間の委託でございます。センター祭りは七、八年前から委託をしているというところであります。

小越委員 午前中のやまなし文化学習協会の宮本委員の質問や、先ほどの男女共同参画推進センターの質問の中でも、専門性の高い研修をして、専門的知識の高い職員の配置に努め、文化学習協会ですとか男女共同参画推進センターの自主事業を行っていくと。そういう職員を育成してこそ、その委託されている指定管理者の中身が活かされていくと思うんです。それを、専門知識を持ったものを、イベントを外部に委託するという事は、指定管理者としてのこの青少年協会そのものの質がどうなっていくのか。質の高い職員を育成する立場に立っているのか疑われてしまうと私は思うんです。青少年センターの管理は、施設の委託、施設の整備というか、管理委託だけではなく、青少年の発達、その援助についても、やるわけですから、青少年センターの事業そのものを外部に、その主たるものですね、一番参加者が多いものを委託するという事は、委託されている指定管理者の質、そして職員の育成にやはり力を注いでいないと私は思います。

午前中の質問のときに、やまなし文化学習協会では、専門知識が高い職員の配置を、しかもセンター長も参加して、直接どうしたらいいか確認しているというところは、あまりに違いがあると私は思っています。ここについても、主たる事業はぜひとも青少年協会で、今後も職員を育成する立場から、主軸の事業を外部委託ではなく、どうしたら自分たちでつくれるのか、職員の育成、形成、研修に努めていくべきだと思います。

もう一つ、老朽化に対することについてお伺いたします。部局審査の折にもお伺いしましたがけれども、老朽化が激しくなっております。公共施設マネジメント実施方針というところで、県の施設を今後どうするかという中で、この青少年センターも掲げられております。この個別の施設カルテによりまして、青少年センターは昭和45年設立、築46年ということになっております。これまでの改修修繕の履歴はありますけれども、もう一つの長寿命化の対策をするかどうかというところに、青少年センターの建物の中には丸がついていないところも幾つか

あります。築４６年たって、耐用年数はここに５０年、４７年となっています。この施設カルテによりますと、もうすぐ、２０２０年、２０２１年ごろに耐用年数を迎えてしまうわけです。

ということになりますと、老朽化に対して県はこの指定管理者と今後どうするつもりなのか、どのような協議をどのぐらい行ってきたのか教えてください。

保坂社会教育課長 施設の老朽化につきましては、施設の現状等を詳しく把握していく中で、今後計画的に対応していきたいと考えております。

小越委員 ということは、協議はしていなかったんですか。これまでは協議をしてきたのかどうか、どのように行われているのか聞きたいんですけども。

保坂社会教育課長 協議のほうは行っております。

小越委員 協議を行った結果が今の答えなんですか。これからどうするか検討していくという繰り返しなんでしょうか。

保坂社会教育課長 協議をする中で、先ほどの繰り返しになりますけれども、施設の現状をより詳しく把握していくということで、今後、計画的な対応をしていくということでもあります。

小越委員 これは青少年センターに限らず、県全体の指定管理施設のあり方そのものにかかわってくるので、最後にも述べたいと思いますが、この施設カルテによりますと、長寿命化の対象になっているのは４つしか挙げておりません。ですが、耐用年数はもう４０年と書いてあります。昭和４５年につくってありますので、築４６年、もうそろそろ耐用年数が、もうあと２年、３年で切れてしまうわけです。来年からどうするかというときに、計画をつくっていなかったら今後の対応ができなくなってくると思います。老朽化についての協議を早急に進めて、公にするべきだと思っています。

最後に意見なんですけれども、部局審査の折にもお話しいたしました、指定管理者が県の承認を受けて、指定管理施設の修繕をするときに、県と指定管理者の負担割合についてお伺いしました。改修を県がすることができるということはありませんけれども、協定上は６０万円を超えるものは県の負担になるとお伺いしましたけれども、この３７３ページのところを見ますと、管と書いてあります、テニスコート一部張り替え工事１０５万円、プール加温用熱交換器コイル破損取替修繕７６万円と、６０万円をはるかに超える修理、補修を県ではなく指定管理者、青少年協会に負担させています。これは契約違反ではありませんか。どうお考えでしょうか。

保坂社会教育課長 県と指定管理者の間では基本協定書を交わしております。その中で１件当たり６０万円以上を県が実施し、それ未満のものを指定管理者が実施することにはなっております。しかし、指定管理者が業務を実施するに当たって、６０万円以上のものでも県が承認し、指定管理者の費用と責任において実施できることが基本協定書に記載されております。このため、６０万円以上のものでも緊急性を有するもの、また、利用者のサービス向上のために必要な修繕、これは県と指定管理者が協議し、必要と認められるものについて指定管理者が修繕をしているというところでもあります。

平成２９年度に実施した、先ほどのプール加温用熱交換器の修繕７６万３２０

円、そしてプール外壁の修繕69万7,680円の2件につきましても、緊急性を有するということから指定管理者が修繕を行ったということでもあります。

小越委員 テニスコート一部張り替え105万円というのはどうなっているんですか。先ほど、話し合いをして決めたと言いますけれども、この372ページの収支差額を見ると、指定管理者はマイナスなんですよね。お金がないわけですよ。それにもかかわらず、100万円を超える、70万円を超えるものを指定管理者にやらせるというのは、やはりそれは県が持つべきものを、負担すべきものを転嫁しているのではありませんか。いかがですか。

保坂社会教育課長 テニスコートについては2面あり、1面ずつ実施したため、先ほどのものには含まれない、それぞれの費用は52万7,040円ということでもあります。60万円以上のものを県がもつという取り決めがある中で、なぜ指定管理者がということではありますが、施設の整備に関してはさまざまな要望がございます。その中で各種の修繕等に柔軟に対応できるよう、先ほど申し上げたように基本協定書の規定により、60万円以上でも指定管理者が負担できるということになっております。今回の修繕も同じものと考えております。

小越委員 では、この105万円という書き方は変えないと、テニスコート一部張りかえ工事105万円を指定管理者側が払ったという記載に見えますよ。50万円ではなくて。

それで、何度も言うんですけれども、私はこれはやはり問題だと思っていて、青少年センターだけでなく、指定管理施設の老朽化に対する考えそのものの県の統一見解がなく、60万円を超えるものを出しているとか出していないとか、その施設によって、その担当課によって違うようなことはやはりまずいと思いますので、それはまた後で意見を言いますが、老朽化に対するこの考え方をしっかり統一すべきだと思います。

(山梨県立八ヶ岳少年自然の家について)

浅川委員 夏は利用客が非常に多いですが、冬期についてさまざまな対策がもう少し行われたほうがいいのかという質問をさせていただいたところ、市町村の教育委員会や体育協会だというお答えがあったようですが、それ以外にも何か考えていることがあるんですか。

保坂社会教育課長 今、御質問にありました閑散期であります11月から3月の間、こどもクラブ、育成会関係で12市町村の教育委員会、13市の体育協会に、秋冬のチラシを作成しまして設置のお願い、また、会議等での配布を行って、利用促進を図っているところであります。

県内の利用者向けには、先ほどの話で言いましたが、11月に青少年センターでの大きなイベントがございまして、そこに八ヶ岳少年自然の家の職員が出向きまして、八ヶ岳少年自然の家の施設のPR活動を熱心に行ったということがございます。

また、3月に、青少年センターであります、これも大きな青少年センター祭りというのがございますが、家族向けの利用者をふやすために、八ヶ岳少年自然の家のクラフトブース、例えば竹とんぼや竹笛をつくるクラフトブースを出展して、家族向けの利用者をふやすと、このような努力を図っております。

また、県外の利用者向けには、10月に、県外利用者の約8割を占めます神奈

川県と東京都でございますが、神奈川県内の教育委員会、そして東京都及び神奈川県内の体育協会を訪問し、施設のPR活動を行いました。今後も引き続きさまざまな機会を通じて工夫しながら、利用促進のための取り組みを続けていきたい、継続していきたいと考えております。

浅川委員　この活動は何年ぐらい前からやっているんですか。

保坂社会教育課長　3年ほど前ということでございます。

浅川委員　3年ぐらい前からやっているというわりには実績が上がっていませんよね。さまざまなことをやるのもいいんですけど、やはり特性というものが少年自然の家にはあるはずなんです。プラネタリウムを持ったり、それから16年前ですか、体育館を壊していますよね。それで、壊しただけで、その後、再生をしているわけでも何でもなくて、やはり私も子供が剣道をやっている、あそこの体育館をお借りしたこともあります。そういう部分で、老朽化すれば壊す、壊したまま再生もしていない、例えば体育館について何か、その後の計画があるんですか。

保坂社会教育課長　残念ながら今のところ計画はございません。

浅川委員　調べたのですが、少年自然の家は昭和48年にできているようでございます。さまざまところも私もよく見ております。自然の草原はちゃんとしています。建物は本当に大変な状態です。たまたま木造だから耐用年数というのがよくわかりませんが、そういった部分で言うと、真剣に考えないと、このまま要するに指定管理者制度で60万円、50万円だけで進めていくということは、これは根本的に違うんだろうと思っております。これは私の思いです。

もう一つ、今はインバウンドで、たまたまここは八ヶ岳ですので、海外からの観光客、子供たちも教育旅行で見えているのですが、海外の方々に対しての門戸は広がっていますか。

保坂社会教育課長　海外についてはまだこれからというところでございます。現在、目に見えた具体的な取り組み等はしていません。

浅川委員　県内と県外の子供たちの何か格差を設けてありますか。

保坂社会教育課長　同じ青少年ということですので、県内、県外ということはありませんが、今現在は県内がおおよそ7割、そして今おっしゃるような、清里の自然に引かれて利用する県外の子供たちがおおよそ3割という状況であります。

浅川委員　3年ぐらい前ですが、県外の外国関係の生徒が泊まりたいと言ったときには、ブレーキがかかりましたよ。そういうことはないですか。

保坂社会教育課長　特にそういうことは把握しておりません。

浅川委員　なければいいんですが。ご承知のとおり、冬場、かなり暇なんです。これを打破するには、研修や交流させるとか。先ほどのゾンビパークの問題も含めて、やっぱり高度なものを職員に研修させるようなシステムにしていけば、私はあそこのプラネタリウムが好きですから、プラネタリウムだけでもかなり冬場いけるんです。だからやっぱりそういう部分に、今若干、先生が来て教えているよう

ですが、ポイントを持ってやっていけば冬場もかなりいけると思うんです。しっかりとこの辺を、交流か研修かよくわかりませんが、しっかり進めていきたいと思いますが、思いがあったら述べてください。

保坂社会教育課長 私自身も八ヶ岳のほうはモニタリングを含め、何回か行っておりますけれども、本当に今おっしゃるように、八ヶ岳の売りといいますか、きれいな星空、そして都会にはない澄んだ空気、そして清らかな水、この豊かな自然を体感できる取り組みを続けていくことが重要と考えておりますので、今おっしゃるようなことも踏まえ、さまざまな機会を通じてこの施設のPRに努めていくよう、指定管理者を指導していきたいと思っております。

浅川委員 本当に少年自然の家は素晴らしい環境の中に、今言った水はよくわかりませんが、あります。これは、本当にただ朽ちていくまま終わらせるのか、この辺は教育長、そこは責任あるので思いを聞かせてください。

市川教育長 今、課長のほうからお話し申し上げましたけれども、さまざまな工夫をしているというところがございますが、まだまだ努力が足りないということ、それから、もっと根本的な対策を講じるべきだと思えます。建物の単なる小規模修繕だけではなくて、抜本的な取り組みを行うべきだということがございます。これにつきましては、県全体での取り組みということがありますので、この場でしますということはなかなか言えませんが、委員がおっしゃったとおり、施設をつくって、それがどう利用されているかと、まさにどう有効に活用されているかということが極めて大事だと思っておりますので、そのあたりにつきまして肝に銘じて、どういった形でやるのか、また鋭意検討してまいりたいと思っております。

(山梨県立科学館について)

小越委員 部局審査の折、403ページのこのレストランの手洗い器の修繕の記載がおかしいのではないかと指摘をしましたところ、新しく違うものをいただきました。それで再び聞くのですけれども、404ページ、レストラン収入が60万円、毎月5万円の家賃収入を得ていると部局審査で回答をいただきました。同時に405ページの利用者満足度のところに、レストランの味「満足」が38.1%、レストランの接客「満足」が51.3%と、ほかのどの指定管理のアンケートの中でも、この「満足」というところの数字が、このレストランというところが低いのです。この指定管理者は青少年協会ですけれども、レストランに対して指導することはできるのでしょうか。しているのであればどのような指導をしたのか、できないのならその理由を含めてお答えください。

保坂社会教育課長 利用者満足度調査ではレストランのメニューを充実してほしいというような御意見をいただいております。こうした中、青少年協会の職員とレストランのスタッフが毎月1回、意見交換会を行っており、利用者満足度の向上を図るよう、指導しているところでございます。

また、県も指定管理者の青少年協会を指導する中で、四半期ごとに現地確認を行い、履行確認とサービスの質の評価を実施しております。利用者満足度がほかの項目より低いレストランにつきましては、指定管理者を通して利用者満足度の向上を図るよう指導しておりますし、今後も指導していきたいということであり、今後、利用者に喜ばれるメニューの開発を考えるなど、利用者のサービス向上に努めていきたいと考えております。

小越委員 レストランの責任は青少年協会ではなく、そのレストランを再委託している委託先のところの問題だと思うんですけど、それで、このレストランの手洗い器修繕について、最初のところは1,000万円でおかしいじゃないかということで、そうしましたら、違う項目が出てまいりました。外部委託費その他の内訳のところ、2,133万円、このうち一般管理として1,700万円ですね。それから事業として424万円と書いてあるのですけれども、この中にレストラン手洗い器というのが書いてないんですね。修繕費の中に多分これが入っていると思うのですけれども、レストランのこの手洗い器修繕費を指定管理者の青少年協会が負担したのでしょうか。それは幾らなんのでしょうか。

保坂社会教育課長 手洗い器の修繕費用でございますが、2万2,140円でございます。指定管理者である青少年協会が負担をしております。

小越委員 指定管理者がどうしてレストランのこのところに修繕をする費用があるのでしょうか。レストランではなくて、例えば自動販売機もありますよね。自動販売機が壊れたときに、自動販売機の業者でなく、青少年協会がお金を払うのですか。それは自動販売機の会社が修繕をするんじゃないでしょうか。それはどういう契約になっているのでしょうか。

保坂社会教育課長 レストランの整備、備品については、県が貸与しているものであるということでもあります。その場合、故障した場合の修繕については県及び指定管理者が修理することとなっています。先ほどの話でございますが、県と指定管理者との間で締結しております基本協定書の中で、20万円未満の修繕については指定管理者が行うこととなっているため、今回、手洗い器の修繕費用2万2,140円は指定管理者が負担したということでございます。

小越委員 ここが、よく意味がわからない。大体、5万円の家賃収入が妥当かどうかというのはどうお考えでしょうか。なぜ5万円なのか。そしてこれは更新があるのか。それとも、レストランの会社そのものも指定管理者のように入札によって変わっていくということもあるんですか。

保坂社会教育課長 家賃につきましては、平成26年度からの業務委託契約書に基づいて負担金として毎月5万円徴収しているところでございます。金額については、レストランの売上から電気水道代の実費徴収分を考慮し、レストラン業者と協議の上、決定したということでございます。

小越委員 県が指定管理者として青少年協会に委託した。青少年協会がまた再委託した。その再委託先のことについて県がいろいろなことを言えるのか、金を出していいのか、そこが曖昧になってくるわけですよね。指定管理者として受けた業者が、そのままのぐらいいままでできるのか。指定管理と、それからその再委託先のところがどのような実態になっているのか、県はしっかり把握をしてチェックをできるのか。そして、そこにお金を出す根拠があるのか。しっかりしておかないと。では、このレストランが5万円が妥当かどうかというのは誰が契約を決めたんですか。県が5万円がいいと言ったんですか。それとも青少年協会が決めたんですか。そこが曖昧になると、これからこの再委託先のことも含めて非常に不透明になってくると思うのですが、このレストランと5万円というのは誰が決めたんですか。青少年協会との関係ですか。それとも県が指導してこれにしたんで

すか。

保坂社会教育課長 これは県とレストラン業者が協議の上、決定したということでございます。

小越委員 県が決めて、収入が入ってくるのは指定管理者の青少年協会で、青少年協会はそのお金で修繕費も払うとなると、県が勝手に決めて、青少年協会がとぼっちりを受けているみたいになってしまうんですね。ここについても私、指定管理施設そのものが再委託、再々委託まで見通してちゃんと県が管理できるのか、不透明になっていくと思って、指定管理者制度のあり方そのものを考えなくてはいけないと思っています。

最後に、先ほどもお伺いしたんですけれども、この科学館、先ほど浅川委員も言っていましたけれども、外部委託のうち事業そのものの委託が424万円あります。科学館はプラネタリウム、すごく評判がよくて、その担当しているすごい実績のある方がいらっしゃいました。その方がいなくなってしまうと大変な思いもしているんですけれども、やはり先ほど言ったみたいに、そこの職員の皆さんが、その事業そのものをどうするのか、どうつくっていくのか、委託ではなく自分たちで考え、自分たちがどういうものをつくっていくのか、研修して、そしてそれを取り入れて、自分たちが自前でやっていくようにしないと、指定管理者がまた違うところに委託するとなりますと、それこそ公共事業の下請け、孫請け、ずっとだんだんだんだん低くなっていくわけですね。

この科学館そのものが、プラネタリウムを含めて非常にいいものを持っていました。それが、だんだん職員がやめていく中で、プラネタリウムを含めてこれからの事業の中身が外部委託されていきますと、県としての科学館のステータスが下がっていくのではないかと考えているんです。この主な事業を外部委託することについてどうお考えなのか、先ほどと同じですけれども、もう一度見解を伺いたいと思います。

保坂社会教育課長 科学館の外部委託費でございますが、事業に係る委託費の部分は、企画展の委託業務が2,115万6,371円、プラネタリウム番組制作費が2,234万5,200円、展示物保守点検が564万8,400円など、合計5,339万5,203円となっております。科学館の職員につきましては、企画展やプラネタリウム番組制作のテーマ、そして企画書を作成するなど、事業の中心部分、根幹部分に携わっております。しかし、造形物の制作、イラスト制作、プラネタリウムシステムにあわせたデータ調整費、番組制作における映像などについては科学館職員だけでは対応できず、専門知識と技術を必要とするため、専門業者に委託しております。委託した部分については、その都度、科学館職員とその委託業者で綿密な打ち合わせ、必要に応じた協議を行っており、根幹部分は科学館の職員が携わっているというところでございます。

専門知識と技術を必要とする部分を委託して実施することで、より利用者に質の高いイベントを実施するため、現在、最善であると考えているところでございます。

小越委員 意見ですけれども、それだったら別に指定管理にしなくて、県が直営でやって、業務委託すればいいのではないですか。青少年協会にわざわざ委託して、そこから外部委託しなくても、県が直営でやって、その専門的知識を持った方に委託すればできるわけであって、指定管理者が入ることによって管理や効率や、また、委託費そのものが変わってくるではありませんか。だったら指定管理者制度をやめて、そのまま直営にして、県の職員を養成して、それなりの専門知識を持った

人を養成して、八ヶ岳少年自然の家にも派遣する。そして、自分たちが足りなかったら、そこから直接県が委託すればできる話であって、だったら指定管理者制度なんかやめてもいいと私は思いますよ。これは意見です。

(山梨県立八代射撃場について)

古屋委員 八代射撃場につきましては、部局審査並びに現地調査を通じて、今回、少し感じたことがございますので、この場を通じて質問したいと思います。

1つは、施設の目的でございます。これは433ページにも書いてありますが、射撃の普及振興を図り、県民の心身の健全化の発達に寄与するというのが目的になっているわけでありますけれども、平成25年から29年までの射撃人口の状況について御説明がありました。9.6%増で、特に高校生がふえているということでありますけれども、この数字が本当に普及しているのかどうかはわかりませんが、今後も普及に向けた取り組みについてどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

前島スポーツ健康課長 山梨県のライフル射撃協会に登録されている競技者数につきましては、先ほどの説明のとおり増加傾向にございます。これを日本ライフル射撃協会に登録されている競技者数、これは7,327人でございますけれども、人口比率から申しますと、山梨県のライフル射撃人口は比較的多い状況でございます。

今後、施設を適切に維持管理するとともに、射撃協会と連携をいたしまして、ジュニア世代の体験イベントなどを開催をいたしまして、ライフル射撃競技の普及啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

古屋委員 ちなみに、今言いましたように7,327人、全国的にはそういう人数がいるわけでありますけれども、山梨県は全国的にどの程度の位置にいるのかお伺いしたいと思います。

前島スポーツ健康課長 全国の競技者数7,327人でございますけれども、上から何番目というのは手元にデータがございませんが、山梨県の人口で割りますと、約0.65%がその競技人口の割合ということになります。そうしますと、大体50程度が山梨県にいと計算上はなるのですけれども、そこを137人ということでございますけれども、比較的多い人数が競技に携わっていると考えております。

古屋委員 ちなみに一番低いところはどのぐらいの位置になりますか。先ほど、数字を持っていないということなので、僕らにしてみれば、47都道府県の中で真ん中になるのか、あるいは一番下なのかかわからないので、わかりやすく、今の手持ちの資料で結構ですから御説明をいただきたいと思います。

前島スポーツ健康課長 日本ライフル射撃協会では、都道府県の射撃協会、学連と言われる大学の登録ということで集計しておりますので、ダイレクトに都道府県別の順位は出ませんが、47都道府県のライフル射撃協会としてまとめた順位で言いますと、山梨県は、第20位ということでございます。1番は東京都、一番少ないのは青森県でございます。

古屋委員 より射撃人口の普及に努めていただきたいと思います。こういう立場から2つ目の質問は、大変老朽化が進んでいること、施設を調査させていただきまして実感したところでございます。特に、国際試合や大きな試合には適合してい

ないといいますが、認定されていない、こういう施設であるということですから、せっかく一生懸命射撃をしようといっても、しっかり国際試合なり全国の試合に対応するには、この施設ではなくて他県等、公認の施設で練習するという方々もいるのだらうと思いますけれども、そういったことを含めて、この施設の老朽化対策、どのようにお考えかお伺いしたいと思います。

前島スポーツ健康課長 当該施設につきましては、昭和59年に施設を設置してから34年が経過をいたします。これまで適切な維持管理に努めてきたため、現在でも利用者の満足度は高いということと、国体のライフル競技につきましては高得点を獲得し、高い競技力を維持しているということでございます。そうしたことから、今後も、平成28年2月に策定をいたしました県有スポーツ施設整備の基本方針に基づきまして、エアライフル競技等の普及や競技力向上に支障がないよう、適切な維持管理に取り組んでまいりたいと考えております。

古屋委員 簡単に言えば、新しい施設をつくるということではなくて、現状の施設をそのまま悪いところは修繕しながら使用していくと、こういう考え方でよろしいのか、再確認の意味でお答えいただきたいと思います。

前島スポーツ健康課長 委員のおっしゃるとおり、これは国体の競技でございますので、そうした競技力に影響がないというようなことを目的といたしまして、新しい整備というのは少し難しいと考えております。

古屋委員 最後になりますが、いずれにしましても、現地視察をさせていただいたわけですが、中型のバスすらも林道ですか、入っていけないと、こういう状況にあるわけで、そういった総合的な観点から施設の利用を促進するためには道路を含めてしっかりやっていただく、このことが施設の利用にもつながってくるのだらうと思いますので、その辺についても努力していただきたいと思います。林道関係の森林環境部がいませんので、私は意見にとどめておきたいと思います。よろしくをお願いします。

小越委員 古屋委員と一緒にありますが、私も射撃場、現場を見せていただきまして、話に聞く以上に大変な建物だと改めて思いました。先ほど、課長のお話の中で、34年たっている施設であるが、満足度は高いと、答弁があったと思うのですが、満足度が高いと、思っているらっしゃるのでしょうか。この利用者アンケートでは、437ページ、満足度「どちらかといえば満足」「満足」を含めると94%、それを見て言っているかもしれませんが、回答者35人ですからね。そして、主な利用の意見のところには、これで満足しているということはとても思えないようなマイナスの評価がずっと並んでおります。本当に課長、満足度が高いとみんな思っているという認識でいてよろしいのでしょうか。

前島スポーツ健康課長 この施設のアンケートにつきましては、施設自体が競技者が利用することが多い施設でございます。それぞれの競技、スモールポア、エアライフル、ビームライフル、それぞれの競技力向上のための施設ということでございますので、そういったところで満足していると解釈をしております。

小越委員 満足しているとなれば、建てかえる必要もないとお考えなんですか。私、この「ビームライフルの射撃の雨漏りが気になる」「室内が暗い」「トイレが汚い」は、競技をしている競技力向上のためにやっている皆さんにとってみれば非常に満足

いっていないと思いますよ。

私、行ったときに思いましたけど、トイレはくみとり、クーラーもない、行くときにはあの道で、これが県立の施設なのかと本当に思いました。それで、部局審査のときにも、このままいったら、この射撃場は廃止するつもりかと聞きましたら、課長は、国体種目であり、廃止ではなく、長く使えるよう修繕していくという答弁がありました。今もありました。

それで、先ほど言いました公共施設マネジメント実施方針の施設カルテによりますと、昭和59年につくり、改修修繕履歴の有無はなしです。改修修繕、この間、大きな修繕は1回もやっていないわけですよ。どうしてそれで、これからこのままで競技を続けていくことができると思うんですか。大規模修繕をしなかったら、小手先のところだけではとても満足いかない、国体の会場にもできないのではありませんか。今まで、国体種目だから長く使えるようにしていきたいのであれば、どうして大規模修繕に取り組んでこなかったんですか。

前島スポーツ健康課長 この施設を設置して以来、適切な維持管理を行ってまいりました。その間、ライフル射撃の練習に支障が出るような大規模修繕の必要性は生じなかったということでございます。そうした結果、満足度も高いですし、国体のライフル競技の競技力も非常に高いということでございます。

小越委員 ということは、国体の会場としてこの射撃場が使えないがいいという。競技をするための練習場とすれば、少し古いけれども、トイレも臭いし、クーラーもないけれども、競技する人はそれでいいと我慢しているから、このままでいくという、そういうことですか。国体の会場として使えなくても、大会としてしなくてもいいという、そういう理解でいいですね。今の答弁でいくとそういうことですね。

前島スポーツ健康課長 国体につきましては、この6月議会で、平成43年を目指すということでございますけれども、この施設につきましては、やはり電子標的とか、あとは屋根の問題ということで、国体基準には沿ってございません。それにつきましては、今後、体育協会、市町村、その他関係者と協議をしながら新設するのかどうかということも検討してまいるといふふうに考えております。

小越委員 山梨県立八代射撃場は、県立という名前がつく射撃場ですよ。普通の人は指定管理者とか関係ない、県立の建物があの施設かと啞然とするわけですよ。私にとってみれば。ほかの人もそうだと思うんですけども。これをまた指定管理として今度更新して、もう締め切ったかもしれないけれども、指定管理施設としてこのまままたやるんですか。どういうふうに、指定管理者の方々が手を挙げたときに、この施設を大規模修繕するのか、今後どうするのか方針も決まらず、指定管理施設でお願いしますというふうに出してしまっていていいんですか。私は県としてこの施設を、県立という名前であれば、国体のことも考えるのであれば、ふさわしい施設としてどうするのか提示をして、指定管理者制度にするのか直営にするのか、指定管理者制度をやめてしまうのか、練習場だけにするのか、その方針をやっぱり出すべきだと思うんです。そこがない限り、また指定管理施設として継続することはいかなものかと思いますが、見解を伺います。

前島スポーツ健康課長 当該施設につきましては、ライフル射撃の練習のための施設と考えております。そのため、平成28年2月に策定いたしました県有スポーツ施設整備の基本方針に基づきまして、当面は適切な維持管理を継続をしてまいりたいと考

えております。

今後につきましては、設置目的に沿いまして、より効果的、効率的な管理運営を行いますよう、指定管理者制度を継続してまいりますつもりでございます。

(山梨県立防災安全センターについて)

古屋委員

御承知のとおり、ここ数カ月、大阪北部地震、そして西日本の豪雨による大災害、今朝方は北海道の胆振地方東部で震度6という地震が起きて、きょうは朝からずっとその報道がされておりました、防災に対する意識といいますか、改めて強く感じているところであります。

そこで、部局審査や現地調査を通じて、今回、防災安全センターが果たす役割というのは極めて重要だと思っております。それで、特にセンターの位置が中央市にございまして、ここでも現地調査の際、浅川委員からも御意見が出ておりましたけれども、近辺の自治体などはそこへ行って学ぶということは簡単にできると思いますけど、郡内や、あるいは東部、北部、南部など、ちょっと離れたところになると小学校や自治体にしてみても、あそこまでバスを出して、防災についての勉強をしていくということはなかなか困難であります。したがって、今後、市町村との連携を含めて、この「出前」防災講座を、どのように考えていくのか、その辺についてお考えをお聞きしたいと思います。

小澤（祐）防災局次長 防災安全センターが実施しております出張講座につきましては、センターの普及啓発事業の中のかなめとなるような事業でございます。もう一つは、防災安全センターに来館をしてもらう、ある意味きっかけとなるような事業でございますので、我々としましては、市町村の防災部局、または教育委員会にセンターの今の展示内容とか、出張講座の内容等を改めて説明をさせていただくとともに、市町村からの要望等も踏まえた上で、できるだけ多くの講座ができるように市町村と強力で連携を図って、県民への防災の普及啓発活動に努めてまいりたいと思っております。

古屋委員

内容はわかりました。それで、やはり体制が重要だと思っております。体制強化を図るために、消防署のOBなり、そういった人の活用を含めて、体制の充実を図っていく、このような考え方についてはどのようにお考えなのかお伺いします。

小澤（祐）防災局次長 現在、防災指導員が2名おりますけれども、基本的には消防職員のOBの方をお願いをしており、今、センターで説明等をさせていただいているところでございます。人数につきましては、指定管理者での検討や考え方もあると思っておりますので、充実に向けては指定管理者とお話をして詰めていきたいと思っております。

古屋委員

投げっぱなしということじゃなくて、やはりそこは県が指定管理者を指定する際に、お金も出すので、少し充実をすると、そういう前向きな姿勢がぜひ欲しいと思うのですが、そういったところについては今のお考えからしますと全くないように受けとめるわけでありませうけど、もう一度その辺のお考え、基本的なところをお伺いしたいと思います。

小澤（祐）防災局次長 指定管理施設におきましては、指定管理料として予算的に定められている部分もございまして、そういったものもあわせる中で、講座の内容の見直し等

や人員の充実を含めて、講座が充実するような形でできるように、指定管理者と調整や、お話をさせていただければと思っております。

古屋委員 次の質問に入ります。特に先ほども申しましたように、地震は突然、ばっと来るわけでありまして、あらゆる訓練をしたり備えをしても、なかなか土砂災害ということになれば避けられない、こういう状況があるわけでありまして、とりわけ9月4日に上陸しました台風21号なども、山梨県は今朝ほど、ブドウの棚が倒れたり、学校の屋根がめくれたりという、一部でそういう被害があるわけでありまして、やはりそういった風水害に対する備えというのもこれからは必要なんだと思いますが、その辺についてはどのように普及啓発活動を今後推進していくのかお伺いします。

小澤（祐）防災局次長 現在、防災安全センターでは、水害の情報コーナーを設けまして、情報提供、または先ほど言いました防災指導員の方が現地の写真や現地の避難民の声などをもとに風水害の普及啓発を行っているところでございますけれども、今、委員がおっしゃられるとおり、西日本豪雨等、災害、風水害がかなり発生をしております。そこにつきましては、やはりハザードマップの確認の重要性、または気象庁から発表される気象情報、または市町村から発表される避難情報、こういったものは理解が進むような取り組みをこれから一層していかなければいけないなと思っております。

ですので、風水害の事例が発生した場合における県民の避難行動に直接結びつくような普及啓発活動を行っていきたいと考えております。

古屋委員 昨今のこういう状況を踏まえまして、この防災安全センターが果たす役割も当然大きな位置づけになってくると思いますから、ぜひ、しっかり取り組んでいただくことを要望しまして終わりたいと思います。

（山梨県立愛宕山こどもの国について）

小越委員 きょう1日、老朽化の話だけをしているような感じになりますけれども、引き続きまして愛宕山こどもの国についても老朽化の問題を含めてお伺いしたいと思います。

部局審査の折、外部委託費の中で落石防止柵改修248万円を、県ではなく指定管理が負担したというお話がありましたけれども、たしかここは20万円以上は修繕の場合は県が負担するという取り決めだと思ったのですがけれども、県と指定管理者の間で改修柵248万円、どういうふうに負担割合をするのか、どうしてこういう負担割合になったのか、協議の経過を御説明ください。

下條子育て支援課長 指定管理施設の管理業務につきましては、県と指定管理者の間で、管理に関する基本協定を締結しておりまして、その協定において施設や設備の修繕等を含めた基本的事項を定めているところでございます。基本協定書第18条第3項におきましては、指定管理者は、管理業務を実施するに当たり、あらかじめ県の承認を受けて指定管理者の費用と責任において施設等の修繕、改修、改築、増築、または新築をすることができると規定されております。

本改修工事は、駐車場の法面から落石があったため、危険性が高く、利用者の安全確保の観点から、指定管理者から至急、落石防止柵を設置したい旨の申出がありまして、県ではその緊急性から工事が必要であると判断し、基本協定に基づきまして指定管理者の申出を認め、指定管理者において工事を実施したところで

ございます。

小越委員 申出があつて、承認を受けるとできるということになりますと、県はもしかすると1円も払わなくても、負担してもしなくてもいいという、そういう取り決めということですか。

下條子育て支援課長 原則は、県は20万円以上の修繕、それから指定管理者は20万円未満の修繕をすることとなっております。ですので、原則は県は20万円以上の工事をいたしますけれども、緊急性が高いですとか、利用者の利便性の向上に結びつくというものにつきましては、県と指定管理者が協議して、指定管理者が実施することができるというような規定になっております。

小越委員 協議をして、基本は20万円以上は県が負担すべきというのに、どうして240万円もの負担を指定管理者側にさせたんですか。緊急の場合は指定管理者ばかりにするとしますと、全てが緊急ということになりましたら、県の責任はどこにあるんですか。どうしてこういうことになったのか経過を教えてください。

下條子育て支援課長 この工事につきましては、県が承認した日は平成30年3月1日、ことしの3月1日でございます。工事をしたのは3月の中途から末にかけてでございます。落石があつたのが年度末であつたということで、急遽しなければならないということ、危険性が高いということから、県と指定管理者が協議して、指定管理者が工事するというところになってございます。

小越委員 そもそも時期が悪かつたという話はおかしいと思うんですよね。そんなこと言つたら、何でもかんでも指定管理者がやることになってしまいますよ。一応ですけど、協定が結ばれて、20万円以上は県がやると決めているにもかかわらず、年度末だから、忙しいから、だから指定管理者が負担するのが当然だというような、そんな契約はおかしい。契約不履行になると思ひますよ。

次の質問に行くんですけども、愛宕山こどもの国は、60万円ではなく20万円というのはどうしてなんです。ほかのところは60万円というのが多いんですけど、愛宕山こどもの国はどうして20万円になっているんですか。

下條子育て支援課長 修繕費の負担区分につきましては、本県の指定管理者の更新等に関する事務手続のガイドラインにおきまして、修繕件数が少ない場合は20万円、多い場合は60万円とされているところでございます。こどもの国におきましては、過去の修繕実績が少なく、小規模なものが多いことから、修繕の負担区分を20万円としたところでございます。

小越委員 ということは、この協定は、今回、240万円もあつたわけですから、今度は20万円ではなく60万円と更新で変えていくことができるんですか。今、20万円だけど、これから60万円に変えることもできるということですね。

下條子育て支援課長 ガイドラインにおきましては、修繕件数が少ない場合は20万円、多い場合は60万円とされており、指定管理者の募集の際に過去3年間の修繕実績の件数を参考に負担区分を決定するとなっております。平成22年から平成24年の件数を勘案しまして20万円と決めたところでございます。

小越委員 意見ですけれども、最後の指定管理者制度のあり方のところですけども、

20万円と60万円という取り決めの根拠が曖昧だと思います。更新するとき、60万円に変えることができるのか。なぜ60万円なのか。100万円ではなく60万円なのか。その根拠も明らかではありませんし、一応取り決めがあったにもかかわらず、今回も240万円も払わせているわけですね。この契約があるにもかかわらず、年度末だから、忙しいから、緊急だから、指定管理者に払わせるという、それではあまりにこの指定管理者が泣きを見ていると思いますので、ここは最後の意見ですけど、指定管理者制度の中身そのものを問いただしていかなければならないと思っています。

(山梨県立愛宕山少年自然の家について)

小越委員 愛宕山少年自然の家、愛宕山こどもの国と一括管理をされているところだと思えますが、ここも老朽化の話になります。利用者アンケートの中には、例えば「枕元の電灯がつかない場所が幾つもある。改善を」ということで、今回改善もされておりますけれども、施設設備の満足度は低いと思っております。45年、つくってから経過していて、老朽化だと思います。この実態から見ても、老朽化対策を県と指定管理の間で協議をしてきたのかどうか、まずそれをお伺いしたいと思います。

下條子育て支援課長 老朽化につきましては、昭和46年建設でございますので45年以上が経過していること、それから、利用者が減少しているということがございますので、老朽化ということがございますけれども、県におきましてはこれまで老朽化に対しまして、平成13年には大規模改修を実施しております。それは1億4,500万円ほどかけて耐震工事、または食堂、室内のリニューアル等を行っております。また、その後も県におきましては、玄関スロープの防水工事であるとか、研修室の天井の石綿の除去、給湯管の改修工事などを実施しているところでございまして、県においても老朽化対策は実施しております。今後も修繕が必要な箇所におきましては適宜修繕をしていきたいと考えております。

小越委員 ということは、今までやってきたので、老朽化は進んでいないと。ちゃんと施設として老朽化ではないという、そういう認識なんですか。今の話でいくと。

下條子育て支援課長 利用者の推移から見ますと、満足度は「満足している」「おおむね満足している」を合わせて95%という満足度をいただいておりますけれども、利用者が1万7,000人強と若干減っております。その理由は、施設の老朽化と、それからもう一つは、利用する対象者、小学生とか中学生の児童の減少が考えられますけれども、やはり老朽化という面も考えられますので、老朽化がないというわけではないと考えております。

小越委員 そうでありますと、ここにも老朽化が原因で予算も少ない、老朽化が進んでやむを得ない面がある。例えばですね、先ほどの収支差額、このところは833万円も収支差額プラスになっているんです。このお金を使って修繕をするということではできないんですか。

下條子育て支援課長 先ほどお話しさせていただきましたとおり、自然の家におきましても、こどもの国と同様に、指定管理者が改修を行っております。

平成29年度におきましては、コンクリートのひさしにひびが入りまして、利用者の通行の安全を確保するため、指定管理者が約100万円で防護ネット張り

の工事を実施したところでございます。また、この工事におきましては、協定に基づきまして、県が指定管理者から申出を受け、緊急であり、利用者の利便性の向上等を判断いたしまして、申出を承認し、指定管理者が実施したものでございます。

そのほか、29年度以前にも火災対策といたしまして、排煙窓の改修工事であるとか、キャンプ場サイドのトイレの改修であるとか、そういうものを指定管理者の申出により工事を実施しているところでございます。

小越委員 待ってください。今の最初の話は、愛宕山こどもの国の話ではありませんか。101ページのところに修繕でそんなことは書いてありませんよ。管理者側がやっただけになっていますよ。最初の話のところは、さっきの落石防止の話ですよ。それで、今の説明でいくと、833万円を使って、青少年協会がやろうとしなかったからという意味でしょうか。青少年協会側が、愛宕山少年自然の家は老朽化しているから、だから直したいと、修繕したいということになれば、県も相談に乗るけれど、言ってこなかったからやらなかったという、そういう意味ですか。

下條子育て支援課長 修繕におきましては、県と指定管理者が協力して修繕をしていく必要があると考えております。その中で原則として県がすべきもの、指定管理者がすべきものを定めておりますが、指定管理者から緊急性であるとか、利用者の利便性であるとか、そういう申出があった場合におきましては、県と指定管理者が協議することになってございます。

小越委員 ということは、申出がない山梨県青少年協会は私はおかしいと思います。この老朽化しているというのにもかかわらず、修繕は必要がないと。それで県にも申出しなかったと。833万円の収支差額がこれをもって充てるようなことも考えなかったということは、愛宕山少年自然の家についての老朽化施設の管理になっていないと思いますよ。

それを県は、それは何も言わなかったから、青少年協会が言ってこなかったから、それは修繕しなくていいと。そういう認識でいいんですか。県の建物ですよ、一応。県が管理している。この前、ぼや騒ぎもあったわけですからね。県がこの愛宕山少年自然の家が、この委員会の前からも、この愛宕山少年自然の家をどうするか、廃止するかどうかということも出されているわけですよ。老朽化と、それから利用者が減っている中で。県は、今の話でいくと、青少年協会が、いや、修繕が必要ないと言っているから修繕の話にはなりませんでしたが、しませんでした、833万円あっても別に使わなかった、そうではなくて、山梨県とすれば、この愛宕山少年自然の家は、古いのであればどうするか考えて、この青少年協会と検討するのが筋ではありませんか。いかがですか。

下條子育て支援課長 愛宕山全体の今後のあり方については検討することとしておりますので、今後検討してまいりたいと考えておりますけれども、修繕につきましては、先ほどお話ししたとおり、県が大規模改修等を実施しておりますし、また、これまでも指定管理者が毎年、最低1つは20万円以上の修繕を実施してきているところでございまして、決してこのまま放っておいていいというような状況ではございません。

小越委員 ここ、堂々巡りになりますから、認識がかなり違って、青少年協会が愛宕山少年自然の家はこのままでいいという認識だったということを県が考えているとい

うことがわかりました。

中澤福祉保健部次長 この施設の維持とか補修について、基本的にはやはり設置者である県に一義的に責任があつて、県が責任を持ってやります。まずそれが基本です。

ただ、当然、小修繕とかそういったものが指定管理者が随時やらないと間に合わない、そういうことであつて、この場合は20万円未満。これについては指定管理者がやる。それ以外にも、特別に事情があつて、指定管理者においてこれはすぐやりたいということがあれば、それは県に申出があつて、県がそれを協議して認めると。そういうのが協定上の話であります。県として、毎年毎年しっかりと、県の予算ですから、来年度はどこを改修するかということはしっかりとやっております。その上で先ほどあつたような、過去には一億円クラスのものもありましたし、28年度には給排水の工事とか、そういうものは計画的にしっかりとやっております。それ以外の小さいものは、20万円未満は指定管理者が行います。

ただ、どうしても、やはり急に、ここは危険性があるということが出てくれば、それは指定管理者のほうですぐやりたいという申出があつて、県はそれを受けて協議をしてやっていく。そういう形で、当然、原則は原則として、やはり随時安全性の確保とか、そういうものも配慮しなければなりませんので、県と指定管理者でしっかり維持をやっていきます。そういう仕組みでやっておりますので、よろしくお願ひいたします。

小越委員 そのわりには県はこの愛宕山少年自然の家をどうするかという協議が進んでいませんし、青少年協会とも話が進んでいないと思います。青少年協会が修繕をするかしないか、申し出てこなかったらやらないという、そういう発言はやっぱり不適切ですよ。

八ヶ岳少年自然の家の話を浅川委員がお聞きしました。そのときに、八ヶ岳少年自然の家では利用者との意見交換会を実施しております。それは、教育委員会の所管の八ヶ岳少年自然の家でしたけれども、その中でも利用者からいろいろな御意見が出され、八ヶ岳少年自然の家では職員と、それから利用者の団体、幼稚園とか中学校とか社会団体の皆さんと意見交換会をされております。この愛宕山少年自然の家では、八ヶ岳少年自然の家のような利用者との意見交換会を実施しているのでしょうか。

下條子育て支援課長 愛宕山少年自然の家では、利用者との意見交換会は行っておりませんが、指定管理者は基本協定書に基づきまして、利用者の満足度調査を実施しております。また、施設利用者への積極的な声かけを行ひまして、要望や感想などをお聞きしているところでございます。

これらをもとに、施設の効果的、効率的な管理やサービスの向上に取り組んでいるところでございます。

小越委員 同じ少年自然の家でありながら、八ヶ岳少年自然の家、教育委員会の所管のところは利用者との意見交換会をやり、その意見交換で出された意見に基づいてやっているにもかかわらず、福祉保健部所管の愛宕山少年自然の家は利用者の意見交換会をしないのはどうしてですか。そこが少年自然の家なのにどうして違うんですか。

下條子育て支援課長 愛宕山少年自然の家につきましては、利用者が小学校、中学校、高校、または大学生、企業、保護者の方と、非常に利用者が多岐にわたることから、多くの利用者の御意見をいただけますように、利用者満足度調査を実施するとともに

に、もう一つ、こどもの国と少年自然の家のホームページにおきましてお問い合わせのページというのがございますけれども、そこを意見・お問い合わせのページに改修しまして、より多くの意見をいただくようにしたところでございます。これらの意見を参照しまして、今後もサービスの向上に取り組んでまいりたいと考えております。

小越委員

八ヶ岳少年自然の家でも、幼稚園、小学校、中学校、青少年団体、社会教育団体と幅広い層が来て意見交換会をしています。午前中の宮本委員の質問のときにも、施設の長がそこに行って意見交換会で利用者の意見を聞いているんです。ただアンケートで数を集めるだけでなく、同じ場を設けて意見を交換し合う中で、この八ヶ岳少年自然の家はどうやったらもっとたくさん人が利用できるのか、どこを改善するべきなのか出てくるはずですよ。八ヶ岳少年自然の家できて、愛宕山少年自然の家はできないわけではないと思うんです。

私は、そういう姿勢を含めても、この愛宕山少年自然の家は、先ほどの老朽化の話もそうですけれども、一体、県はどういうふうにしていこうとしているのか見えてきません。何となくこのまま、何となく終わりにするのかという、そういうのが見え隠れしてしまうわけですよ。私は、そうではなくて、どうやったら利用者のニーズを把握して、どうやったら安全で、そして老朽化対策ができるのか、県の姿勢が疑われるというふうに強く思いました。意見です。

(山梨県立あゆみの家について)

乙黒委員

まず初めに、精神科病院の長期入院患者が地域生活へ移行する上で、この山梨県立あゆみの家に期待する役割についてお伺いしたいと思います。

小澤（清）

障害福祉課長 県では、障害のあるなしにかかわらずに、みずから望む場所で地域の一員として生き生きと暮らすことのできる社会を目指しておりますけれども、精神障害者の方、中でも長期の入院患者さんが地域生活に移行していただくという事は非常に重要な課題だと認識しております。

そうした中で、あゆみの家では、精神科病院を退院した精神障害者がグループホームなど、地域生活を行う前に必要な訓練を行っております。あゆみの家は、精神科病院を退院した長期入院患者がスムーズに地域生活への一歩を踏み出せる支援、いわば病院から地域へのつなぎ役としての役割を期待されており、今後とも指定管理者の協力を得ながら、精神科病院の長期入院患者の地域移行を促進してまいります。

乙黒委員

やはりいきなり地域の中でいろいろと問題が起きる前に、そういった訓練というのは必要かなと思います。その中で、精神障害者が地域で生活するための具体的な訓練内容についてもお伺いしたいと思います。

小澤（清）

障害福祉課長 精神科病院に長期入院された方につきましては、運動機能が低下をしている場合があるため、その機能回復や、自立をする上で生活能力を向上させる必要がございます。そのため、あゆみの家では、身体機能や生活能力を向上させるための訓練を行っているところでございます。

具体的に申しますと、身体機能を向上させる訓練といたしましては、ウォーキングや、テニスといったものもございます。また、ボールなど、道具を使った、音楽に合わせて楽しみながら体を動かすといった体操などを行っています。また、生活能力を向上させる訓練といたしましては、買い物支援や調理サークルのほか、

ディスカッションなどを行いながら、人とのかかわりを続けて、生活していくための能力を向上させるための訓練、いわゆるソーシャルスキルトレーニングを行っているところでございます。

乙黒委員 最後になりますが、このあゆみの家において自立訓練を終えた精神障害者の方々のその後の移行先という部分についてお伺いしたいと思います。

小澤（清） 障害福祉課長 あゆみの家の利用者の多くは、あゆみの家に宿泊をしながら地域で生活するために必要な訓練を受けているところございまして、昨年度、宿泊型の自立訓練を利用し終えた方につきましては12名ございました。その12名の方の移行先といたしましては、グループホームへ移られた方が4名、民間のアパートに住まわれている方が3名、また、自宅に戻られた方が3名となっております。ただ、残念ながら一定期間の訓練を実施したものの、病状が悪化してしまって再入院をされた方も2名ほどいらっしゃるという状況でございます。サービスを利用した約9割の方が地域で生活を現在行っているところでございます。

（指定管理施設 全体共通事項について）

小越委員 部局審査、そしてきょうの総括審査、現地調査を含めて私が感じ、きょうの委員会の中でも出されたのは老朽化の問題だと思っております。指定管理施設の老朽化に対して県はどのように考えているのか、このままどうするのかが見えてきません。建てかえるのか、大規模修繕するのか、それとも廃止をするのか、県の施設に対しての方針が明らかになっていないのに、指定管理者の更新の公募ができるのか、私は非常に心配なんです。このまま指定管理者の公募をして受けたとしても、この後また大規模な修理が必要になる、修繕が必要になる。そのときに60万円か20万円かという話も曖昧なまま、これでいいのかと思っております。山梨県公共施設マネジメント方針を受けて、今年度中に個別施設計画の策定がされると聞いております。それはまだ出ておりません。長寿命化を図ると言っておりますけれども、いつ、どのようにやるのか、どういう順番でやるのか、うちの施設はどこに来るのか、その個別計画なしに指定管理に応募させること自体、責任が果たせなくなってしまうのではないのでしょうか。指定管理施設の老朽化施設について今後、県の方針を明らかにするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

石原行政経営管理課長 今、御意見のありました公共施設等総合計画及び公共施設マネジメント実施方針に基づきます公共施設のあり方検討におきましては、各指定管理施設につきましても、長寿命化、継続利用等の方針が決定されているところでございます。これに基づきます個別施設計画につきましては、本年度以降、策定されると承知しております。施設によりましては修繕費がふえる施設もあるものと予想されますので、個別施設計画の実施に当たりましては、指定管理者と役割分担など、早期に丁寧に調整を行いながら対応してまいりたいと考えております。

小越委員 今の意見に通じて、そうはいつでも、じゃあ、指定管理者に応募したときに、その後に、ではどうするかと言われても、指定管理者側とすると、この5年間、いつ大規模修繕を県がしてくれるのかわからないまま受けってしまうわけですよ。そのときに、修繕費を幾ら出してくれるのか、20万円か60万円かも、協議のやり方もわからないのはあまりに県として不適切だと思います。

もう一つ、人件費の問題です。指定管理施設では部局審査の折に指定管理施設

雇用体制人件費一覧というのをいただきました。正規職員よりも非正規職員が圧倒的に多く、1人当たり人件費は300万円を下回る施設が非常に多くなっています。200万円を下回る施設もあります。1人当たりの人件費を削減するだけでなく、雇用している人数そのものを少なくする。先ほども農業用廃プラスチック処理センターのところで6人が4人になっているという話もありました。人数そのものを減らしている。人件費も減らす。そして、人材派遣を利用するなど、雇用環境は指定管理制度によって悪化しているのではないのでしょうか。

先ほどの体育協会の中では、人件費の削減を、県の職員は給与をアップしていったけれども、体育協会は人件費のカットを続けているという答弁もありました。人件費削減はこのままでは限界でありまして、住民サービスの低下につながると私は思います。意見です。

石原行政経営管理課長 住民サービスの向上につきましては、指定管理者制度の大きな1つの目的であると考えております。このため、指定管理施設の人件費や職員配置につきましては、各施設における職員の職務、職責、勤務形態などの状況を踏まえながら、正規職員、非正規職員等を含めまして適切かどうかの確認を行い、住民サービスや施設の安全管理などの低下を招かないように努めてまいりたいと考えております。

小越委員 ここに書かなかったのですが、きょうの審査を経て2点、私は思ったこと、意見があります。

先ほど、住民サービスの低下につながらないと言っていたのですが、きょうの審査の中でも、指定管理者制度の中身が施設の管理をするだけが目的になり、その事業の中身が外部委託されているのがたくさんありました。本当は指定管理者制度で、民間の自由な発想や自由な発信力をもって豊かな住民サービスを、というのにもかかわらず、逆に施設を維持管理するだけの業務になってしまっていて、それならば別に指定管理にしなくても、そのまま県が業務委託をすればいいわけであって、この委託の中身、再委託、再委託としていく中身に指定管理者制度のあり方そのものが、もう不必要ではないかと思っています。ある意味、それだったら県直営でやったほうがよほど住民サービスのプラスにつながるのではないかと私は思いました。

もう1点、きょうの審議の中で思ったのですが、修繕費の負担割合が曖昧過ぎます。20万円と60万円というのはあるんですけども、なぜこの施設は20万円なのか、この施設は60万円なのか、過去3年間の件数によって20万円と60万円とありましたけれども、60万円と言いながらも60万円を超えるものを指定管理者側に払わせていたり、それから、収支差額でプラスがあってもそこを使わせなかったりとか、その話し合いがどうなっているのか、あまりに不透明過ぎます。

本来、県立の施設ですから、修繕や建物の管理、安全は県の責任だと思うんですよね。それにもかかわらず、この修繕費の負担割合が、契約があるといっても、何かそのときの成り行きというか、そのときによって違うようなことは、指定管理者側とすると、今後の経営にも響いてきますし、結局そこを削ることになりますと、住民サービス低下につながってきますので、この修繕費の負担の割合の考え方を統一して、そして明らかにして、県の責任で修理や修繕、安全確認をすることを求めていきたいと思っています。

その他 ・ 本委員会が調査した案件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告について

は委員長に委任された。

以 上

指定管理施設・出資法人調査特別委員長 山田 一功